

景観のデザインI：伝統的景観

Design of Landscape 1: Traditional Landscape

川合 康 央*
Yasuo KAWAI

1. 景観とは

「景観」という語は「景」と「観」で構成されている。「景」は光と影による物体の形や色を表し、「観」は対象を眺める行為である。即ち、「景観」とは「景」を「観」することによって得られたものとなる。この「景観」という語は、ドイツ語「Landschaft」に対して植物学者の三好学が「景観」と訳し、明治末期頃から扱われたものが起源とされている^{1), 2)}。

また「景観」と類似した概念として「風景」といったものが挙げられる。似たような意味を持つ語として扱われているが、「景観」は事象を客観的に扱うものとして工学・法学等の分野で用いられており、一方「風景」は事象を主観的に捉えるものとして芸術学・文学等の分野で用いられることが多い。

本稿で扱う「景観」は、人間が環境に対して主として視覚情報から認識したものに対して感性的評価を行ったものとした。この「景観」に対して客観的に評価を定量化して分析し、計画的に美しい景観をデザインしていくことは非常に難しい。しかし、2004年に「景観法」が定められたことから明らかなように、現在、景観は防災とともにこれからの都市計画やまちづくりにおける重要な要素とされている。

2. 日本の景観

日本人の景観意識について、国による「住宅・宅地に関する世論調査(1998年)」³⁾及び「住宅に関する世論調査(2004年)」⁴⁾から見てみる。日本の街並みや景観に関しては、「ヨーロッパ諸国に比べ、日本の街なみは活気はあるが、雑然としていと言われます。日本の住宅地や市街地における街なみや景観を、あなたはどのように評価しますか。」という設問がある。1998年の調査では、「良い(4.9%)」、「どちらかといえば良い(18.5%)」に対して、「良くない(23.5%)」、「どちらかといえば良くない(24.8%)」であり、我が国の現在の景観について否定的な印象を持つ人が多い結果と



図1：日本の景観（東京都港区）

* 文教大学情報学部准教授

なった。同じ設問による2004年の調査では、「良い(9.6%)」、「どちらかといえば良い(22.6%)」に対して、「良くない(15.6%)」、「どちらかといえば良くない(24.4%)」となっており、評価の改善傾向が見られるものの依然として否定的な評価を持つ人の割合が多い。現在の日本において、景観に関する関心が高まっているが、現状の景観に対する評価は相変わらず低いものとなっている。しかし、歴史的に見れば、四季のある気候を持った日本は、古くから美しい景観や風景を愛でてきたという文化的背景がある。

2.1. 日本三景

古くから優れた景観を持つ地域として知られているものに、「松島」、「天橋立」、「厳島」から成る「日本三景」がある。「松島(宮城県宮城郡・塩竈市・東松島市)」は、宮城郡松島町を中心とした松島湾に浮かぶおよそ260の島々が点在する風景であり、「天橋立(京都府宮津市)」は、宮津湾と阿蘇海を仕切る嘴型の砂州である。また、「厳島(広島県廿日市市)」は、瀬戸内海に浮かび厳島神社を有する島である。何れも古来より名勝地・奇勝地として日本人に親しまれ、和歌や水墨画の題材として扱われてきた。1643年に林春斎が「松島、此島之外有小島若干、殆如盆池月波之景、境致之佳興、丹後天橋立、安芸厳島為三処奇観」と書き記したことが日本三景としての始まりと言われている。また、日本三景にならって1915年には新日本三景の選定が実業之日本社による全国投票で行われ、結果、「大沼(北海道亀田郡)」、「三保の松原(静岡県静岡市)」、「耶馬溪(大分県中津市)」が選ばれた。



図2：大沼(ポロトー)(北海道亀田郡)

2.2. 八景

「八景」とは、あるまとまりを持った地域における優れた景観を八つ組み合わせたものである。これは、10世紀頃の中国湖南省で山水図の題材となった「瀟湘八景」が東アジア各地に広まったものである。日本でも「近江八景」を始め「金沢八景」、「甲斐八景」等、江戸時代から現在に至るまで各地に多くの八景が作られてきた。これらは趣のある優れた景色を指すものであり、場所とともに人々の営みや特徴ある気候等が組み合わされ、日本絵画の題材として広く親しまれてきた。一方で、人々の日常的な暮らしに中にある風景に関して、関心が払われることは少なかった。

2.3. 明治・大正・昭和初期

江戸期までの木造家屋を中心とした街並みは、明治維新とともに段階的に近代化していくこととなる。文明開化・富国強兵・殖産興業等の明治政府による国家の近代化に伴い、都市部を中心に西洋風の意匠を持つ建築物・工作物が出現し始めた。行政機関や金融機関等の建築物、駅舎や橋梁、港湾等の交通関連施設、電柱・電信柱と電線による通信送電網の整備等、急速な街並み景観の変化を伴う都市基盤の整備が行われた。しかし、産業優先政策による新しい景観は、それまでの市民生活がつくり上げてきた景観とは必ずしも調和がとれたものではなかった。

都市景観施策として、1919年に市街地建築物法(現在の建築基準法の前身)と都市計画法(現在の



図3：久屋大通（名古屋市中区）



図4：御池通（京都市中京区）

都市計画法の旧法）が定められるとともに、「風致地区」、「美観地区」の指定が可能となった。都市近郊における自然環境の保全を目的とした「風致地区」は、1926年に明治神宮周辺地区での指定を皮切りに、1930年には京都府、東京府において風致地区指定が行われた。また、市街地景観の保全を目的とする「美観地区」は、1933年の東京府皇居周辺、1934年の大阪府御堂筋等で美観地区指定が行われ、丸の内における百尺（31m）の高さ制限⁵⁾等が始まった。

2.4. 戦前・戦中期

低層高密度な木造家屋によって構成されていた当時の都市空間では、空襲に対して街全体の延焼を防ぐために、防火空地を設けることを目的とした建物疎開が行われた。1943年の「都市疎開実施要綱」に基づき計画的に建築物を除去し、終戦直前までに全国で約60万戸の建物疎開が実施された。

この建物疎開によって創出した広い空地は、戦後復興の際に広幅員道路として活用された。広幅員道路は、復興当初の低層建造物で構成された街並みに対しては広すぎると考えられていたが、その後の高度経済成長期における建築物の高層高密度化とモータリゼーションに対して有効に活用された。名古屋市の久屋大通（図3）・若宮大通や広島市の平和大通等の100m道路と呼ばれるものがこれにあたる⁶⁾。一方、京都市の御池通（図4）・堀川通・五条通等は、軍部による幅員100mの建物疎開の要請に対し、市と府によって幅員60mで実施が行われたものであるが、大通りとして活用されている現在でも、スケールの異なる旧市街と新市街の二つの都市文脈が表れたことにより、木造低層建造物が多く残る京都の伝統的な街並みには調和しないものとなっている。

2.5. 戦後復興期

木と紙でできた日本家屋は、戦中の空襲や建物疎開等により、約300万戸が失われていた。さらに、外地からの引き揚げや第一次ベビーブームにより、全国で約420万戸という深刻な住宅不足が起こり、都市部におけるスラム化等、劣悪な住環境が発生した。ナショナルミニマムな住宅と社会資本の整備が、都市政策の最優先課題として取り上げられ、深刻な住宅不足に対して、早期に大量生産可能な住宅の供給が求められた。

住宅性能の底上げと耐火性能を満すため、鉄筋コンクリート製の中高層集合住宅、所謂「団地」が住居形式として採用された。当時、鉄筋コンクリートの公営住宅を設計する技術者が不足していたことから、全国どの地域においても高い水準で住宅の質を保つため、標準化された間取りである標準設計が用いられることとなった。この標準設計によって住宅の質は確保されたが、一方で全国に同質

の景観をもたらすことにもなった。

いくつか作成された標準設計の中で、特に戦後の住居形式に大きな影響を与えたものとして、公営住宅標準設計51C型（1951年）が挙げられる。これは、台所に食事をする空間であるダイニングキッチンを設置することで、限られた空間の中で食事をする空間と就寝する空間を分離する食寝分離を果たし、住環境の質を大きく向上させたものであった。この51C型に始まるダイニングキッチンの概念は、1955年の日本住宅公団（現在の都市再生機構）発足とともに、全国に新しい住形式を提供した。

これらの団地は、日照及び通風等の住居性能を保つため、冬至の主な居室に対する4時間日照の確保という基準が定められた。その結果、初期に計画された多くの団地では、南面平行配置という住棟配置計画を採用することとなる。この南面平行配置によって、板状の住棟が連続して立ち並ぶ景観を形成することとなり、これらは当時から画一的で無機質な印象を持たれていた。そこで、南面平行配置の住棟を傾け、ポイントハウスを織り交ぜて景観的な変化を持たせることとした（図5、図6）。このような景観は、全国に「団地景観」として普及していくこととなった。



図5：善行団地（神奈川県藤沢市）



図6：善行団地（神奈川県藤沢市）

2.6. 高度経済成長期

都市部への急激な人口流入に伴う都市化の中で、都市政策は住環境基盤整備に重点を置いた。これまで静かな農村であった都市郊外の地域においても、交通基盤の整備とともにベッドタウンとして開発が進む等、都市のスプロール化が急速に進んでいった。また、1962年に制定された「建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）」に伴い、都市部における民間のマンション開発がブームとなり、スプロール現象に拍車をかけた。このスプロール現象とは、無秩序な開発が行われた市街地が郊外に向かって拡大していくものである。民間のミニ開発や小規模マンション等、虫食い状態に進行する小規模宅地毎の開発は、日照・騒音・防災・交通等の問題が発生し、住環境の悪化を招くことが少なくない。さらに、一旦スプロール化した地域では、地権の細分化により住環境改善は困難なものとなり、劣悪な住環境は地域の地価下降をも招くこととなる。

このような都市郊外における虫食い開発を防ぐため、日本住宅公団や地方公共団体等の公的集合住宅の供給主体は、都市郊外において大規模なニュータウン建設を計画した。郊外の広大な土地に対して、住戸とともに交通機関や商業施設、学校等を計画的に配置した。これまでの低層高密度な都市住宅を郊外に高層低密度化して建設することで、隣棟間隔を十分に持たせることが可能となり、日照・通風・緑被率・プライバシーを確保した優れた住環境を整備した。また、木造住宅を鉄筋コンクリ

ート造の集合住宅にすることで、耐火性能・耐震性能の向上を果たした。このような公的機関が主導した大規模開発と高品質住宅の先駆的な都市住環境モデルは、民間の鉄道会社や不動産会社による都市部の大規模開発へと受け継がれていった。

湘南地区では、1971年に事業を開始した藤沢市湘南大庭地区と茅ヶ崎市堤地区に跨る湘南ライフタウン（設計：黒川紀章）（図7、図8）が挙げられる。このニュータウン計画は、神奈川県内のスプロール化を防ぐ目的で行われた区画整理事業であり、総面積は340.74ha、計画人口が約45,000人の計画であった。計画の特徴として、通過交通のための幹線道路と住民が利用する生活道路を並行して二本配置することで、車両の利用が多い郊外ニュータウンにおいて安全性に優れた交通計画を施している。



図7：湘南ライフタウン（神奈川県藤沢市・茅ヶ崎市）

このように大規模に計画されたニュータウンは良質な住環境を提供することとなったが、計画から時間が経つにつれて新たな問題が発生してきた。ニュータウン完成当初の新規居住者は子育て世帯が中心であった。やがて子世代が独立すると、ニュータウン居住者は次第に高齢化していくこととなる。ニュータウンの高齢化が地方の高齢化と異なるのは、居住者の世代に偏りがあり、大規模なニュータウン住民の高齢化が同時期に進行していくことにある。エレベータのない中層集合住宅では、当初3～4階の上層階が人気であったが、高齢化が進むとともに階段での移動が困難となり、1階住居へと棟内移動するケースも少なくない。また、当時マンモス校であった小中学校は統廃合が進み、新たな世代流入も少なく、商業施設も活気を失ってくる。さらに、建築設備の耐用年数を迎えることとなり、修繕や改築に対する問題も発生してくることとなる。現在、高度経済成長期に建設された多くのニュータウンでは、住民の高齢化と建築物の老朽化が進行し、今後ゴーストタウン化しないよう、これらの課題解決が期待されている。



図8：湘南ライフタウン（神奈川県藤沢市・茅ヶ崎市）

3. 景観論争

近代化による都市開発に伴う景観の変化に対して、多くの景観論争、美観論争が発生してきた。景観の問題は、個としての建築デザインから群としての都市デザインの問題へと課題が推移していくこととなる。景観論争は近代化とともに早くから問題となっていた。例えば、1895年には帝国奈良博物館

館（現・奈良国立博物館本館、設計：片山東熊）が、古都奈良の景観に洋館はそぐわないとして景観問題が発生している。以後、奈良公園周辺では景観に配慮した建築が計画されるようになった。現在、帝国奈良博物館は明治期の優れた洋風建築物として、古都奈良の寺院建築とともに国の重要文化財に認定されている。

3.1. 丸の内美観論争

1967年、丸の内地区（図9）における東京海上高層ビル計画（設計：前川國男）に対して、東京都が都市の美観を損ねるとして確認申請を却下した^{5), 7)}。この計画は東京海上火災が高層ビルの建て替えを計画したものである。当初、設計を三菱地所に依頼したが、同地域において既に高さ制限31mによる都市計画を完了していたために三菱地所は設計依頼を拒否した⁸⁾。その後、前川國男建築設計事務所に設計を依頼し、30階建、高さ127.76mの計画案が発表された。丸の内地区は戦前の美観地区指定により、百尺（約31m）で建築物のスカイラインが揃っていたが、戦後の市街地建築物法施行規則の改正で適用除外となっていた。申請を受けた東京都は、建築基準法の高さ制限を基に不許可とするとともに、新たな美観条例によって美観地区の復活を目指し、「皇居周辺の建築を規制するべきである」という計画反対派と「都の措置は近代化に逆行する」計画賛成派による景観論争が巻き起こった。施主である東京海上は東京都建築審査会に審査請求書を提出し、結果的に確認申請却下を取り消す等の事態を経て、その後、都知事・国会・首相から天皇陛下までを巻き込む一大事となった。最終的に国が斡旋し、1974年に25階建、高さ108.10 (99.7) mに修正することで決着した。その後、暫くの間、丸の内地区では高さ100mが自主規制値として採用されることとなる。



図9：丸の内地区と皇居・東京駅（東京都千代田区）

1988年、三菱地所が丸の内再開発計画（丸の内マンハッタン計画）を発表した⁵⁾。これは、丸の内周辺の地域に40～50階建、高さ200mの超高層ビル約60棟を群として建設する計画である。本計画は、昼間人口47万人としたもので、約30年にわたって開発を行うマスタープランの叩き台であった。その後、バブル経済崩壊で計画は一旦頓挫したかに思われた。

1995年、東京駅前の「丸ノ内ビルディング（竣工：1923年）」の取り壊しが発表された。この発表に対して、1997年に日本建築学会は三菱地所に歴史的建造物の保存と周辺景観との調和を求めた「丸の内ビルディングの保存に関する要望書」⁹⁾を提出した。しかし、三菱地所は1998年に丸の内再構築を表明、1999年に丸ノ内ビルディングを取り壊し、2002年に新しい丸の内ビルディングとして37階建、高さ180mの建て替えを行った（図10）。さらに1952年に建設された新丸ノ内ビルディングも2007年に新丸の内ビルディングとして超高層ビルに建て替えられる等、丸の内周辺は低層階の商業施設と中高層階のオフィスで構成された、東京駅



図10：丸の内ビルディング（東京都千代田区）

前の新名所となった。現在までに、三菱地所は丸の内地区において6棟の建て替え¹⁰⁾を行っている。

3.2. 京都景観論争

歴史的な神社仏閣建築や町家等の伝統的建造物を数多く有する京都は、観光都市としても栄えている。近年、景観を介した「開発」か「保存」といった対立が、市民、行政、商業事業者、仏教関係者、専門家等を巻き込んで起こっている。

3.2.1. 京都タワー

京都の玄関口である京都駅烏丸中央口の正面に、京都市内で最も高い京都タワーが聳えている(図11)。1964年に竣工した京都タワー(設計:山田守)は、地上9階建・地下3階建・高さ31mの建築物である京都タワービルの屋上に、高さ100mの工作物である展望塔が載った、高さ131mのタワーである。計画発表当初から、国内外の識者から歴史的な京都の街並みにこのような建造物が必要なのかといった意見が多数出された。建設当時の京都におけるランドマークタワーは、1644年に再建された国内最高の木造建築である高さ55mの東寺五重塔(図12)であり、京都ではこの塔より高い建築物は立てないという不文律があった。建設敷地には高さ制限31mという高さ制限があったが、京都タワーは建築物としてのビルを高さ31mとし、その上の高さ100mの塔を工作物として計画し、京都市もこの塔屋を工作物として許可した。建設側は、新しい観光資源として京都の近代化を求め、パリのエッフェル塔を例に、建設当初反対のものであっても何れ京都のシンボルとなるとして、京都の町のどこからでも見えるように、このシンボルタワーの建設を推し進めた。これに対し、1964年「京都を愛する会」が結成され、



図11: 京都タワー (京都市下京区)



図12: 東寺五重塔 (京都市南区)

「今ここに問題となっている京都タワーの如く、周辺の状況、それが京都の風格と調和に与える影響を考慮することなく、単に利益を目的に計画された建物は、京都の品位を汚し、京都を愛する人々に失望を与え、ひいては京都市を侮辱したもの」として強く批判している¹¹⁾。この問題は、国際的な関心を招き、後に京都第1次景観論争とも呼ばれるものとして、京都市と京都市民の景観に対する関心が高まり議論が深まる機会となった。現在では夜間時にタワーがライトアップされる等、京都のシンボル景観として親しまれている¹²⁾。建設後半世紀を迎えつつあり、老朽化し耐用年数を迎えるとともに、近代建築として再評価される試みもある。今後、京都という街が京都のシンボルであり、景観論争の契機ともなった、このタワーをどのように取り扱っていくのが課題となる。

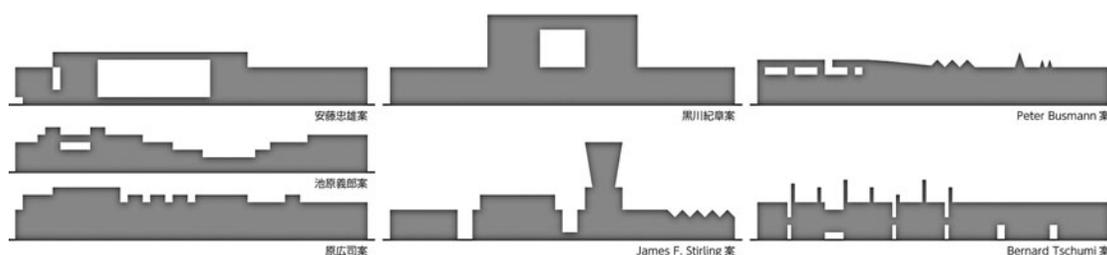


図13：JR京都駅改築設計競技案

3.2.2. 京都駅

京都タワーの竣工から四半世紀後の1990年、平安建都1200年事業の一環として京都の玄関であるJR京都駅ビルの建て替えが発表された。計画作成にあたり、JR西日本（出資比率60%）、京都市（同5%）、京都府（同5%）、京都商工会議所（同1.3%）、地元財界（同28.7%）の出資による京都駅ビル開発株式会社が事業主・協議主催となり、国際指名コンペティション方式で設計を行うこととなった。1991年、この国際指名コンペに、安藤忠雄、池原義郎、黒川紀章、原広司、ジェームズ・スターリング（James F. Stirling）、バーナード・チュミ（Bernard Tschumi）、ペーター・ブスマン（Peter Busmann）の7名の建築家が指名され、国際建築設計競技が行われた（図13）。この設計競技に課された設計条件は、京都のエントランス空間としての駅機能のほかに、コンベンションホテル、複合商業施設、市民広場等を含む延床面積約25万㎡以上（容積率1,000%）にも及ぶものであり、当該敷地における当時の高さ制限31mの範囲で収まるボリュームではなかった。事業主である京都駅ビル開発は、この高さ制限31mの京都駅周辺地域に総合設計制度と特定街区制度を適用して高さ制限の緩和をはかった。

歴史的に言えば、古来平安京の南端に開かれた大門である羅城門（羅生門）が都の入口であった。黒川案は、この羅生門をモチーフにした高さ120mの迫力のあるモニュメンタルな門型超高層ビルであり、審査員から賛否両論を呼んだ。一方、チュミ案は、京都の都市景観に配慮して北側を高さ31m、南側を高さ45mのスカイラインで揃え、これに62mから83mの高さの変化を持たせた7本のタワー（櫓）を設けたもの、ブスマン案は、京都の街路空間をモチーフにした平面計画を持ち、建物最高高さは60mであったが、天井を湾曲させ北側の軒先を31mにしたものであった。この両案は、近景について周辺の街並みに配慮した計画であった。しかし、コンペ審査員による議論がなされた結果、これら3案は採用に至らず、残った4案で二次審査を行うこととなる。二次審査は、原案と池原案から1点、安藤案とスターリング案から1点を選出することとなった。原案と池原案はコンセプトの近いものとして扱われ、JR側の審査員からは原案でなければ池原案でもよいとの見解が示された。一方、審査当初から高い評価を得ていた安藤案は、羅城門をイメージした東西に伸びる2棟のツインゲートと南北に伸びる人工地盤であるプレート有した高い造形力を持った作品であったが、技術面・コスト面から実現可能性に課題があるとともに、ホテル客室数が設計要件を満たしていない等の問題が見られ、結果的にスターリング案が最終候補として残る。スターリング案は、烏丸通・室町通を意識して建物を3つのボリュームに分割したものであった。最終審査では、スターリング案の西側の高さ120mの塔が問題となり、結果として高さ59.8mとコンペ提出作品の中では最高高さが最も低く抑えられたポストモダンデザインの原案に決定した¹³⁾。このコンペ結果に基づいて、新しいJR京都駅ビルは、1997年に竣工した（図14）。

コンペ審査の過程において不透明な箇所も多く、審査員の何人かは夫々の見解を主張し、またこれらの主張に対する議論も盛んに行われた^{14), 15), 16), 17)}。さらにこの計画と結果に対して、多くの市民団体とともに京都仏教会が反発した。京都駅ビル問題とほぼ同時期に問題となった京都ホテル問題において高さ60mの高層化計画に反対していた京都仏教会は、古都の景観を保全する立場からホテル宿泊者に対して拝観禁止する旨を主張していた。京都は、寺院建築と低層木造家屋である町屋で構成された古都の街並み景観に対して価値があるものであり、景観を蔑にして観光産業の経済的利益のみを優先させていけば、結果として観光都市としての魅力も失うこととなり、また、高さが最も抑えられた案が採用されたとはいえ、その設計条件であるボリュームにも問題があり、高さ60m、幅400mの建造物は京都を南北に分断することとなるとした。この1990年代初頭の京都駅ビルと京都ホテルの問題は京都の第2次景観論争として物議を醸した。

また、景観を問題にする際に高さのみが目されるが、建築意匠の周辺環境との調和も考慮すべきである。京都駅のポストモダンな幾何学的意匠やアルミ・ハーフミラー等の現代的素材による構成は、木質建造物で構成された京都の既存街並みにおける空間構成要素の文脈とは明らかに異質のものである。しかし竣工から15年を経て、日常的に接している市民にとって、京都タワーと同じく新しい京都駅が京都の入り口として認知されるようになった。現在、夜間時にはガラス面で構成された京都駅正面ファザードに、ライトアップされた京都タワーが映り込む景観を形成している。

3.2.3. 鴨川芸術橋

ボンデザール (Pont des Arts : 芸術橋) は、パリのセヌ川に架かる橋である (図15)。1996年、パリの姉妹都市である京都市は、元パリ市長でもあった仏シラク大統領からの提案を受け、姉妹都市40周年を記念してボンデザールを鴨川に架けることを計画した。この鴨川芸術橋は、鴨川の三条と四条の中間地点に先斗町と祇園を結ぶ、パリのボンデザールを模した歩道橋を架けるといった計画であった。

この計画に対して鴨川西岸に位置する先斗町の商業主から、河原に張り出した川床からの景観を変質させるものとして反対の声が上がった。学識経験者からも、京都の街並みにパリの橋のデザインは適切ではなく、また先斗町の狭い路地空間で構成された街並みの調和を乱し、街のコミュニティを分断させるものとして、反対意見が表明された。一方で推進派は、バブル崩壊以降景気の悪くなった鴨川東側の商業主を中心に、利便性の確保と商業活性化を中心にした賛成論を展開した。鴨川西側の木屋町にある飲食店を利用する客層が、橋を渡って東側へ来るのではないかと期待する意見もあったが、商業施設の種類の異なるため客層は異なるものであった。



図14：京都駅（京都市下京区）



図15：ボンデザール（パリ、フランス）

パリのポンデザールは、橋幅10m、7スパンの細長いシルエットで構成されている。これをセーナ川より川幅の狭い鴨川芸術橋では、橋幅10mのままで2.5スパンに短くしたものが計画されていた。オリジナルの橋幅を維持し、川幅に合わせて単純に橋長のみを短いものにするといった不格好なデザインは、単なるコピーにすらならない稚拙なものであるとも批判された。また、先斗町は幅員の狭い路地に対して、低層木造商業建築が密集している地域である。この街並みに対して、突如10mの空地と鉄とコンクリートによる橋が現れることで、既存街並みのスケール感と街のコミュニティは変貌することとなる。ポンデザールは、下部構造であるコンクリートの橋脚に鉄によるアーチと欄干が載ったものであり、床板は木で構成されている。セーナ川沿いの街並みには調和しているポンデザールの素材感も、鴨川沿いの既存街並みを構成する空間要素にとっては異質なものである。

市民アンケートでは、橋を架けること自体に対して賛成42%、反対47%であったが、京都にパリの橋を架けることに対しては75%が不要であるとした¹⁸⁾。賛成派意見においても、橋は必要だがパリの鉄橋は京都には不要であるという意見が少なからず見られたと言える。合意形成の過程で審議会は通過したものの市民の意見を十分に反映させず、計画に間に合うよう拙速に結論を出そうとした結果、市民の意識の中に橋を作ろうという機運を高められなかったことも問題であった。フランスのメディアでも批判的報道がなされ、1998年に京都市は計画を白紙撤回した。

4. 景観保存

明治維新以降、近代化に伴う様々な都市開発に対して、地域の歴史・文化を継承した景観の価値が重要なものであり、これを保護することの必要性が認識されてきた。1919年、都市計画法の「風致地区」と市街地建築物法の「美観地区」が制定され、風致地区は1926年の明治神宮周辺地区、美観地区は1933年の皇居周辺地区を始めとして、全国的な広がりを見せていった。しかし、戦中から戦後復興期にかけて、経済課題優先の都市政策上、景観の優先順位は低いものとなり、景観政策は長い間停滞していた。その後、高度経済成長期における無計画な開発に対する住民運動等が契機となり、1966年に古都保存法が成立し、さらに1975年に文化財保護法の改正により伝統的建造物群保存地区が設けられる。また、1980年代以降、高度経済成長期の行き過ぎた開発優先を省みて、まちづくりと環境問題への関心が高まり、全国で景観条例の策定が行われた。2004年に景観法が制定され、地方自治体による景観条例の法的根拠が明確にされ、都市計画において景観は重要な課題として再び認識されるようになった。さらに2005年に施行された文化財保護法改正による文化的景観の創設、2008年の歴史まちづくり法の公布と施行等、失われていく古くからの景観保全と新しい景観の誘導についての法整備と運用が計られている。

4.1. 古都保存法

高度経済成長期、全国の主要都市近郊ではスプロール化による乱開発が続いていた。鎌倉市においても1960年頃から「昭和の鎌倉攻め」とも呼ばれる宅地造成が始まり、七里ガ浜地区、円覚寺裏山の明月谷背部等で大規模な開発が進められてきた。開発地域が鶴岡八幡宮（図16）の裏山まで回った1964年、「御谷騒動」と呼ばれる市民や僧侶等からの大規模な反対運動が展開された。開発反

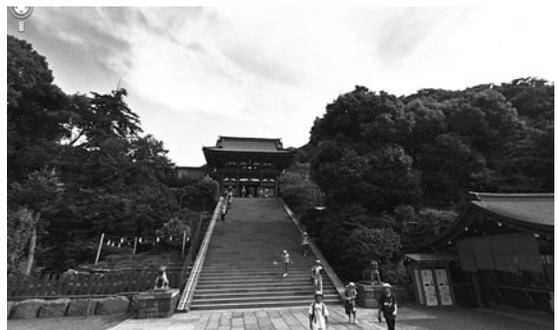


図16：鶴岡八幡宮（神奈川県鎌倉市）

対派によって財団法人鎌倉風致保存会が設立され、市民が募金活動を行い開発対象地域の土地を購入するといった、ナショナルトラスト運動により、御谷地区は保全されることとなった¹⁹⁾。

この鎌倉市における御谷騒動を受け、1966年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が制定された。我が国の政治・文化の中心等として、歴史上重要な意義のある建造物・遺跡等が、周辺の環境と一体をなして伝統と文化を形成している環境を「歴史的風土保存区域」として指定し、地区内の開発を規制するものである。古都保存法に基づいて、「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域（神奈川県鎌倉市・逗子市）」、「京都市歴史的風土保存区域（京都府京都市）」、「奈良市歴史的風土保存区域（奈良県奈良市）」、「奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存区域（奈良県生駒郡斑鳩町）」、「天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域（天理市・桜井市・橿原市）」、「大津市歴史的風土保存区域（滋賀県大津市）」の、歴史的風土保存区域6区域・32地区、歴史的風土特別保存地区60地区が指定されている。また、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」に基づき、明日香村（奈良県高市郡明日香村）では、第1種歴史的風土保存地区が4地区・125.6ha、第2種歴史的風土保存地区が2,278.4ha指定されている²⁰⁾。これらは、古都の歴史的風土を後世へ引き継ぐべき国民共有の文化資産として保存するものである。

4.2. 伝統的建造物群保存地区

1975年、文化財保護法の改正により伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の制度が設けられた。それ以前においても歴史的な建造物単体での保存は可能であったが、本制度によって、周辺環境と調和して歴史的景観を構成している伝統的建造物群を、一体的価値を有する周辺環境を含む街並みとして保存が可能となった。古都保存法が歴史的価値の高い文化資産を対象としたものであるのに対して、伝建地区は、城下町・宿場町・門前町等、全国に残る歴史的な集落・街並みを保存しようとしたものである。伝建地区は、市町村が都市計画または条例により定めるものであり、面的な広がりのある歴史的な街並みを保存するものである。また、伝建地区は住民がその街で暮らしながら、地域の文化生活を継続しつつ、生きた街並みを動態保存することとなる。地方自治体が申請した伝建地区の中で、国が特に高い価値があると判断したものに対して重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）が選定される。

4.3. 重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区のうち、「(一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」、「(二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの」、「(三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」の何れかに該当するものが重要伝統的建造物群保存地区として選定される²¹⁾。重伝建地区では、地方自治体が行う建造物の修理・修景、防災設備整備、案内板等のサイン設置等について、事業に対する財政的補助、税制優遇措置、また適切な助言を受けることが可能である。重要伝統的建造物群保存地区は、2012年現在までに41道府県で81市町村98地区において指定されており、延面積3,609.6ha、約20,300件が保存対象となる伝統建造物として特定されている²²⁾。以下に、重伝建地区のいくつかの事例を示す。

4.3.1. 妻籠宿

妻籠宿（長野県木曾郡南木曾町）は、木曾路にある木曾11宿の一つであり、中山道69次の内、江戸から42番目にあたる宿場町である。1843年時点で、宿内の街並み長さが2町30間（約270m）、宿内人

口418人、総家数83軒、本陣1軒、脇本陣1軒、旅籠屋が大7軒・中10軒・小14軒あったとされる²³⁾。明治期の近代化の中で交通網の再整備が行われ、中山道が木曾川沿いの現在の国道19号線の位置に路線変更が行われ、また鉄道整備によって中央本線が開通したことにより、妻籠宿は宿場町としての役割と機能が失われた。宿場町として栄えてきた集落にとって、わずかな農業・林業を除き主たる産業もなく、過疎化と高齢化が進み、街は衰退の一途を辿っていた。

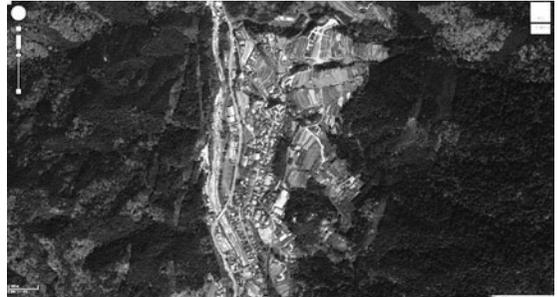


図17：妻籠宿（長野県木曾郡）

高度経済成長期に入り、全国の街並みが近代化により均質的・画一的なものに変化し、多くの伝統的な街並みが姿を消していく中で、開発から取り残された結果、江戸時代の景観をそのまま残す妻籠宿の価値が再発見された。1965年頃より妻籠において、観光開発としての集落保存を行う議論が始まる。まず1967年に、南木曾観光協会が設立され、住民の意思を固める組織として立ち上がった。その設立趣意書には、当時の観光ブームに乗った他地区において、大規模資本によって観光資源が奪われた例や、小規模資本の競合による無計画な開発によって地域が俗化した例等を踏まえ、妻籠に住む者が足並みをそろえて街並みを保存していく必要があることが記された²⁴⁾。また、1968年には妻籠を愛する会が設立され、観光資源である家屋、農耕地、山林を「売らない・貸さない・壊さない」といった申し合わせ事項を確認した。

1967年から68年の長野県の委託を受けた研究者による基本調査を経て、基本計画書が作成された。そこでは、観光も目的とするが、あくまで景観保存を第一の目的とし、建物の復元・修景の他、電柱を撤去、道路舗装を石畳にし、サインが景観を阻害しないよう整備するよう提案された。長野県は基本計画書に基づき、明治百年記念事業として1968年に3か年計画の予算を計上した。その後、妻籠宿は観光地として高い評価を得ることになるが、そこには地域住民の景観保存に対する高い意識と団結力があつたことが挙げられる。観光資本から多くの接触があつたにも関わらず、売らない・貸さない・壊さないという住民憲章は、現在まで守られ続けている。妻籠宿は、1976年に「(三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」として、最初の重要伝統的建造物群保存地区の一つとなった。現在、木曾地域における主要な観光地として、年間約51万人(2011年)²⁵⁾の観光客が訪れる街となった。

比較的小規模な宿場町であり、歴史的価値が必ずしも高い存在ではなかった妻籠宿は、結果的に高度経済成長期まで江戸時代の街並みをそのまま残すこととなり、新しい価値を創出することができた。このように、人々にとっての景観の価値というものは、時代によって異なるものである。それまで当たり前のようにあつた景観が、時代を経てその価値を再評価されたという意味では、景観デザインを考える上で多くの示唆に富んだ事例である。

4.3.2. 産寧坂

産寧坂地区(京都市東山区)は、八坂神社(祇園社)から清水寺に至る門前町である。本地区は東山山麓に位置し、平安時代から京都の東郊として栄え、江戸時代中期以降に仏閣を巡る参道に沿って市街地が形成された。八坂の塔(法観寺)や高台寺といった仏閣と、参道に沿った江戸時代末期から大正期に建てられた町家で構成され、二年坂、産寧坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道とともに、優れ

た歴史的景観を有している。本地区における伝統的建造物は約65%であり、江戸期から明治期にかけてのむしこ造り町屋、明治期の本二階建町屋、大正期の変形町屋と数寄屋風建築、和風邸宅等、いくつかの時代の建築物が入り混じり、伝統的な京町屋の景観を作り出している²⁵⁾(図18)。一階部分を伝統工芸品や土産物を売る店舗として用いている建築も多く、街路のにぎわいを創出している。



図18：産寧坂（京都市東山区）

1972年に制定された京都市市街地景観条例に基づき、同年、同地区一帯は産寧坂特別保全修景地区に指定される。また、1975年の文化財保護法改正を受け、1976年、産寧坂伝統的建造物群保存地区(5.3ha)の門前町が「(三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」として重要伝統的建造物群保存地区に選定され、後に1996年、石堀小路地区を追加(2.9ha)し、現在に至る(図19)。本地区では、伝統的建造物については外観を維持するための修理を施し、伝統的建造物以外の建造物に対しては周囲の伝統的建造物群の特性と調和するよう修景を行っている。また、電柱・電線の地中化、消防水利・火災報知器等の防火設備、伝建地区を表す標識等の整備も実施した。

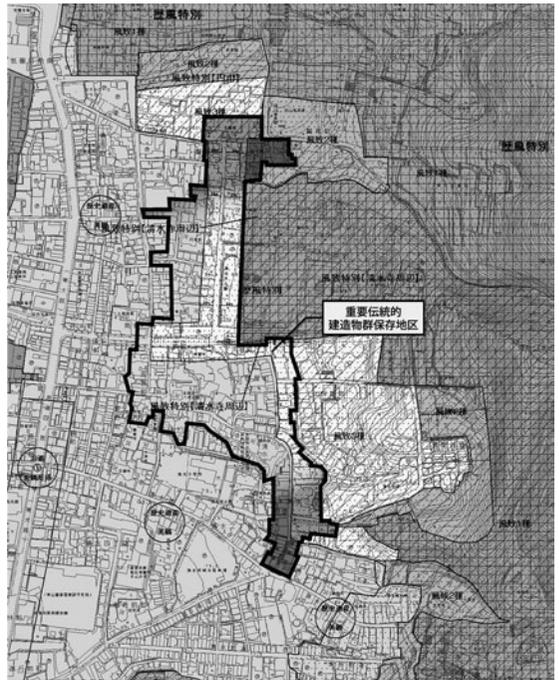


図19：産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

4.3.3. 祇園新橋

祇園新橋地区(京都市東山区)は、八坂神社(祇園社)の門前町であり、古くから茶屋町(花街)として栄えた地区である。祇園は、江戸時代前期に鴨川の築堤事業が完成とともに市街地として拡大し、芝居小屋と門前町の水茶屋として栄え、庶民文化・芸能とともに遊興地として発展してきた。現在でも、南座や祇園甲部歌舞練場、祇園会館を有し、古くからの文化を継承している。祇園新橋一帯は、1712年、元吉町・橋本町・林下町・末吉町・清本町・富永町の祇園内六町として茶屋町の開発が進められてきた地区である。現在、祇園新橋地区において伝統的建造物は約70%であり、これらは江戸末期から明治初期に建設されたものである。京都の町家を祇園という文化に応じて変化させた本二階建町家茶屋様式を基本に、景観の協調をはかった大正期の本二階建町家高塀造様式、本二階建町家数寄屋風様式、和風邸宅様式等で構成される²⁶⁾(図20)。

江戸末期には、お茶屋500軒、芸妓・舞妓・娼妓合わせて1000人以上として繁栄した街は、1960年代頃にはお茶屋150軒、芸妓・舞妓合わせて600人として、その規模は縮小するも賑わいを見せていたが、近代化に伴い伝統的な街並みは変質していった。町家は近代的なビルへの建て替えが始まり、お茶屋

は外部資本によるバーや風俗店等へと業種転換が続き、もはや古くからの景観を残す街並みは四条通南側の花見小路地区と北側の祇園新橋地区周辺のみとなった。祇園地区の人口も1937年に9,363人であったものが、1970年には5,085人まで落ち込み、街並みの近代化による開発は古くからの住民を追い出すこととなっていた。1973年、茶屋建築の街並みを残す新橋通における4階建てビルの建設計画が発端となり、新橋地区の住民は「祇園新橋を守る会」を設立した。住民によるこの活動は、単にビル建設に反対に留まらず、地域の伝統的な街並みを保存しようという運動へと発展していった²⁷⁾。やがて、京都市はこれら住民の動きに応え、産寧坂特別保全修景地区に次いで、1974年に本地区一帯を祇園新橋特別保全修景地区に指定した。その後、1976年に新橋通及び白川沿いの地区が祇園新橋伝統的建造物群保存地区（1.4ha）となり、「(一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」として、重要伝統的建造物群保存地区に選定される（図21）。祇園新橋の街並みは、新橋通に茶屋建築である本二階建町家茶屋様式が軒を連ね、白川南通では白川沿いに本二階建町家川端茶屋様式等の茶屋の裏側をみせる建造物が建ち並び²⁵⁾、町家と石畳、樹木が白川の流れとともに風情ある景観を構成している。

また、祇園新橋地区の北側に位置する新門前地区は、歴史的経緯を同じくする祇園内六町の茶屋町であった。祇園新橋地区が主として茶屋様式の町家で街並みを形成していたのに対し、新門前地区では店舗様式の商家が主となって街並みを形成している。茶道具や古美術を扱う美術商を主業種とした落ち着いた新門前の街並みは、商業地として飲食店や小売店等、多様な建築物が独特の賑わいを見せる縄手通の街並みとともに、1974年の祇園新橋特別保全修景地区、1996年の祇園元吉歴史的景観保全修景地区を経て、1999年に祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区として指定された（図21）。

4.4. 重要文化的景観

「文化的景観」とは、棚田、里山等、「地域における人々の生活又は生業及び当該風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」として定義されている。2004年公布、2005年施行された文化財保護法の一部改正に伴う6番目となる文化財の類型として



図20：祇園新橋（京都市東山区）

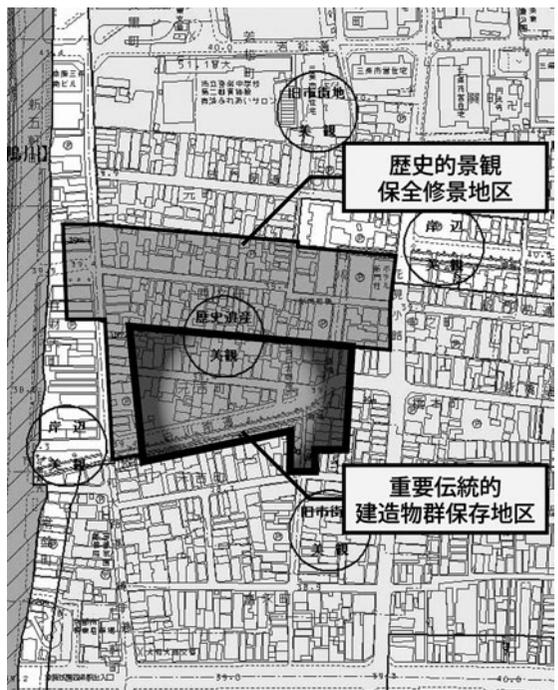


図21：祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区及び祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

「文化的景観」が位置付けられた。「文化的景観」として都道府県又は市町村が申出したものに対して、特に重要なものを「重要文化的景観」として文化財保護法第134条第1項により国が文化財として選定する。重要文化的景観の選定基準は、「(1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地、(2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、(3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地、(4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、(5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、(6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、(7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地、(8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地」と、これらが「複合した景観地」とされている²⁸⁾。文化財保護法改正に先行して、2000年から2003年にかけて(1)～(5)の農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究²⁹⁾が実施され、その後、2006年から2008年に(6)～(8)の採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究³⁰⁾が行われた。2012年までに重要文化的景観として34件が選定されている。

これら文化的景観は美しい景観を創ろうとして計画されたものではなく、人々の生活・産業・文化の累積が結果として美しい景観として認識されているものである。現在も使われているこれらの環境を地域住民の生活資源として考え、景観の凍結保存ではなく、人々の生活環境として活用しつつ景観を保全していく必要がある。また、文化的景観として選に漏れた多くの候補地が、価値のないものとして負の印象を持たれないよう、選定及び周知に際して注意を払う必要がある。

4.5. 歴史まちづくり法

歴史的街並みについては、古都保存法や文化財保護法による伝統的建造物群保存地区や文化的景観等によって景観の保全が行われてきた。しかし古都保存法は、鎌倉・京都・奈良等、あくまで古都と称される地域が対象であり、また文化財保護法では、モノとして完成された美しい景観を対象とした文化財の保護と土地利用規制であったため、そこでは歴史的景観の復元、周辺環境の整備や人々の営みに対しては不十分なものであった。

2008年に国土交通省による「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」³¹⁾が公布、同年施行された。これは、地域の中で文化財を総合的に捉え、まちづくりに活用していく試みである。我が国における古くからの街並みは、現在も残されている神社仏閣や町家・武家屋敷等の伝統的建造物とともに、工芸・祭礼等の歴史ある文化を反映した人々の営みが継承されている。歴史まちづくり法は、歴史的建造物の周辺環境と人々の営みを対象に、これら地域固有の伝統文化を保護するものである。これは歴史的景観のハード面である街並みや建造物とともにソフト面である地域の人々の営みを総合して歴史的風致として捉えるとともに、この歴史的風致を維持するだけでなく、歴史的建造物の復元や不調和な周辺環境の建造物の修景を行うことによって、地域環境の積極的な向上をはかるものである。市町村は国が策定する基本方針に基づいた「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を申請することが可能となった。国は歴史的風致形成建造物の復元・修景、排水施設の修復・更新、電柱電線の移設等について支援を行うとともに、区域内への過度な交通流入を防ぐためにパークアンドライド駐車場を整備する等、広範囲にわたるサポートを行う。

5. 景観研究 I

伝統的な街並み景観は、街全体に連続性・統一性があり、かつ個々の建築物・空間に特徴性・場所性のある街並みである。ただ、連続性がありすぎる景観は画一的な景観に結び付きかねないし、特徴性の過ぎたものは統一感のない街並みを創りかねない。また、人間は街並みを認識する際に、視覚情

報を連続継起的 (Sequential) に体験し、空間構造を理解している。これまでの景観研究において、景観を静的な視覚情報ではなく動的な視覚情報による人間行動と空間認識について考察を行ってきた。いくつかの既往研究の概要を以下に示す。

5.1. 伝統的景観における注視要素

伝統的街並み景観を有する2街路について、注視を促す空間構成要素の抽出とその分析を行った³²⁾。連続性と多義性を持った伝統的要素を持つ街並み空間として、京都市における重要伝統的建造物群保存地区である「産寧坂地区 (図22)」と「祇園新橋地区 (図23)」を対象とした。それぞれの地区に対して、8歩1区間を景観の一分節とし、20区間からなる連続継起的景観画像を用意した。被験者には、画像上で気になる空間構成要素とその評価を記載してもらうとともに、各シーンにおいて、連続性・特徴性・快適性について評価を受けることとした。

産寧坂における対象地区は、産寧坂 (三年坂) から八坂の塔に至る左方向への緩やかなカーブを持った経路である。後述する祇園新橋地区と比較し、先が見通せる街路ではなく、また駒寄せや簾等の側面連続要素が少ないため、連続性はやや低いものとなった。本地区では、区間全体を通じて石畳が高い認識率を得た。石畳への注視が少ない区間では、格子戸や自動販売機、アイストップである八坂の塔等、他に強い注視を促す要素が見られた区間であった。一方で、石畳への注視が高い

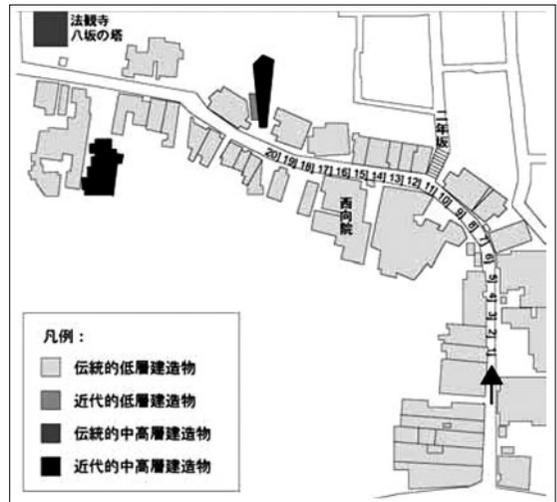


図22：産寧坂地区³¹⁾

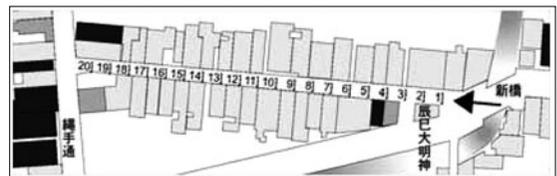


図23：祇園新橋地区³¹⁾

区間は、側面要素として塀や聚楽壁がある閉じた区間である。また、電柱も注視を集める否定的な評価の空間構成要素であったが、2008年に京都市の無電柱化推進計画によって撤去された。

祇園新橋における対象地区は、石畳の敷かれた直線経路であり、側面要素である町家のファザードには一年を通じて軒先に簾が掛けられている。本地区で強い注視を得た空間構成要素として、伝統的要素である簾・駒寄せと現代的要素である電柱が挙げられる。この簾と駒寄せが本街路の連続性を形成する要素であると言える。また、断片的に出現する鳥居や格子戸、植栽等が特徴性を表す空間構成要素として肯定的な評価を得ている。一方で、電柱は景観に配慮して茶色に塗装されていたにも関わらず、否定的な評価を持つ空間構成要素であった。この電柱は、産寧坂に続き2010年の無電柱化推進計画によって、現在は撤去されている。また、アイストップにある近代建築物であるビルが、経路終端に近づくに連れて注視率を高めるとともに街路景観の評価を低下させていた。直線性の高い街路において、アイストップの景観は重要な構成要素となる。祇園新橋重要伝統的建築物群保存地区の範囲は、連続する町家をその範囲としているが、街並み景観を考える際にはアイストップにあたる周辺環境についても慎重に考慮すべきである。祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区では、これら商業

地区を含んだ範囲を対象に修景を行う範囲として定めており、今後の改善が期待される。

情報エントロピーの概念を用いて、景観を形成する空間構成要素に対する注視行動の集中と拡散を見ることで、景観の情報量を見る。これは、空間構成要素に対する注視確率の分布を情報エントロピーの概念によって定量化するものであり、特定の要素に注視が集中する景観に対して情報エントロピーは小さいものとなり、逆に様々な要素へと注視が拡散している景観は情報エントロピーが大きいものとなる。産寧坂地区では、情報エントロピーが最小であった区間12は閉じられた空間であり、聚楽壁・電柱・石畳等、特定の要素に対して注視が集中していた。逆に情報エントロピーが最大となった区間18では、注視要素が10種と様々な要素へ注視が拡散していた。祇園新橋地区の情報エントロピーは、集中と拡散のばらつきが多いものとなった。区間4ではサインと近代建造物へ、区間12では簾への注視が夫々高く、情報エントロピーが小さい景観となった。一方、区間5、11、15では、簾以外に駒寄せ、電柱等、多くの空間構成要素へ注視が拡散したため、情報エントロピーの大きい景観となった。

5.2. 景観形成過程が異なる街路空間の比較

祇園地区において、隣接する街路であるにも関わらず景観形成過程の相違から、夫々異なる特質をもった景観を形成する3街路におけるシーケンス空間(図24)を対象に、空間構成要素の抽出と分析を行った³³⁾。「祇園元吉町(新橋通)」は、重要伝統的建造物群保存地区に指定された街並みである。その北に並行する「祇園西之町(新門前通)」は、小学校敷地に近く、祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区として指定された地区である。また、新橋通の南側に白川を挟んで並行する街路が、「祇園末吉町」であり、他の2街路とは異なり、景観に影響を及ぼす規制がかけられていない街路であり、自由な商業活動によって構成された街並みである。

これら3街路を15m毎に8区間に分節し、東進する約120mの街路をシーケンス景観画像として用意した。被験者に画像上の気になる要素を選択してもらい、そこから得られた注視要素の分析を行った。実験で得られた注視要素は、元吉町110要素、西之町76要素、末吉町88要素であった。

「元吉町(新橋通)」(図25)では、視野の側面方向に位置する伝統的建造物の簾・駒寄せ等の要素へ注視が見られた。他の街路と異なり、サインや自動販売機等、積極的に注視を促す空間構成要素がないため、注視がゆるやかに分散し、情報エントロピーの大きい景観を形成している。また、植栽や祠等、点在する小さな景観要素が、場所の特徴性を高めている。一方、東進した際においても、アイストップの近代建築物に多くの注視が見られた。周辺環境が街路景観に与える影響は少なくないものであると言える。

「西之町(新門前通)」(図26)は、元吉町に比べ景観要素が整理されておらず、また後述する末吉町

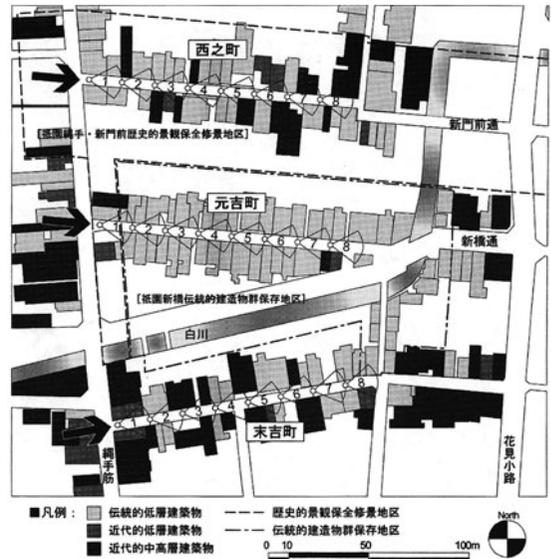


図24：祇園地区のシーケンス3街路³²⁾



図25：祇園元吉町（新橋通）



図26：祇園西之町（新門前通）



図27：祇園末吉町

と比しても注視行動は弱いものとなった。しかし、経路終端に伝統的建造物があり、その背景である山並みとともに、アイストップの要素が景観のイメージに寄与する割合が高いものとなった。本街路は、注視行動自体が少ないものとなったため、他の街路では背景となる要素への注視も見られ、情報エントロピーの値も低いものとなっている。

「末吉町」（図27）は、伝統的建造物と近代的なビルとが入り混じった景観である。これらの建造物への注視とともに、商業サイン、電柱等、注視行動を積極的に促す空間構成要素も多い。一見、乱雑にも見えるこの街路の景観は、特定の強い注視を促す構成要素へと注視行動が集中し、特に注視順位上位の情報エントロピーは小さいものとなっている。注視要素数は多いにも関わらず、特定の要素への強い注視が見られ、街路景観の印象がその要素によって左右されるといった多義性のない景観となっている。

5.3. 注視を促す空間構成要素

伝統的景観を有する街路において評価が高い空間構成要素として、連続性の側面要素である簾・駒寄せや下面要素である石畳が挙げられる。また、街路と調和するアイストップの正面要素である伝統的建造物、樹木等の植栽、祠や鳥居等の断片的要素が、景観の特徴性に肯定的評価を与えるものとなっている。一方で、改善が必要な要素として、周囲の空間構成要素から浮き出た過度に目立つ要素である商業サイン、自動販売機、コーン等が挙げられる。また、正面要素であるアイストップについて、伝統的空間構成要素で形成された景観と不調和な近代的建築物であるビルやマンション等に対しても、景観保全を計画する際に配慮する必要がある。また、側面・上面要素である電柱や電線について、地中化や移設等を実施することは、伝統的な街路景観の修景を行う上で重要な行為である。注視を促す空間構成要素は、主に画像の色域が大きい箇所であることが多く見られた。このような注視要素になる可能性の高い要素を中心に、景観デザインを施していく必要があると思われる。

6. まとめ

我が国には、長い歴史とともに、歴史ある数多くの美しい景観が存在している。これまでに全国で見られてきた「開発」と「保存」の対立において、ともすれば目先の経済活動に目を奪われ、多くの真に守るべき価値を失ってきた。残された過去の記憶を持つ優れた歴史的景観を保全するとともに、その景観要素を解析することで、次世代へ継承していく日本の景観を創り出す必要がある。

参考文献

- 1) 油井正昭：景観研究の系譜（胎頭期）、造園雑誌 50 (2)、113-118、1986-12-15
- 2) 宇於崎勝也：建築学用語としての「景観」一般化に関する研究：「都市美・景観」概念に関する

- 基礎的研究(その1)、学術講演梗概集. F, 都市計画, 建築経済・住宅問題, 建築歴史・意匠 1992、479-480、1992-08-01
- 3) 総理府広報室：住宅・宅地に関する世論調査(平成10年12月)、
<http://www8.cao.go.jp/survey/h10/jutaku.html> (参照2013-01-07)
 - 4) 内閣府大臣官房政府広報室：住宅に関する世論調査(平成16年11月)、
<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-housing/index.html> (参照2013-01-07)
 - 5) 東京大学大学院工学系研究科都市デザイン研究室：都心の景観を考える、
<http://ud.t.u-tokyo.ac.jp/project/p98/marunouchi/keikan/> (参照2013-01-07)
 - 6) 越沢明：近代日本都市計画における広幅員道路の系譜-100m道路の起源、第8回日本土木史研究発表会論文集、土木学会、54-65、1988-06
 - 7) 川上秀光、奥平耕造、秀島乾：丸の内地区建築規制問題と都市景観、建築雑誌. 建築年報 1968、2-10、1968-05-30
 - 8) 西野智博、鶴沢隆：丸の内美観論争と京都景観論争について、学術講演梗概集. F-2, 建築歴史・意匠 2005、605-606、2005-07-31
 - 9) 日本建築学会：丸の内ビルディングの保存に関する要望書、1997-01-30、
<http://www.aij.or.jp/scripts/request/document/970207.htm> (参照2013-01-07)
 - 10) 三菱地所：丸の内再構築「第2ステージ」の推進、
<http://www.mec.co.jp/j/business/building/> (参照2013-01-07)
 - 11) 片方信也：景観論争の系譜(<特集>京都の都市景観)、建築雑誌 107(1328)、48-49、1992-06-20
 - 12) 大宮司勝弘、竹内淳、岩岡竜夫、岩田利枝：山田守設計による京都タワービルの設計過程に関する研究、日本建築学会計画系論文集 74(636)、505-513、2009-02-28
 - 13) 新建築1991年6月号：JR京都駅改築設計競技結果発表、新建築社、193-212、1991-06
 - 14) 上田篤、梅原猛、中村良夫、西川幸治、三輪泰司：京都の都市景観:その開発と保存をめぐる、建築雑誌 107(1328)、16-23、1992-06-20
 - 15) 奈良磐雄：京都ホテルとJR京都駅ビル(CGによる景観シミュレーション)、建築雑誌 107(1328)、50-51、1992-06-20
 - 16) 川崎清：京都駅改築コンペとその周辺の問題、建築雑誌 107(1335)、69-71、1992-11-20
 - 17) 片方信也：京都駅改築コンペとその周辺の問題：(川崎清氏, 建築雑誌1992年11月号)に対する疑問、建築雑誌 108(1340)、63、1993-03-20
 - 18) 材野博司、中村一、土橋正彦、榊原和彦、川崎雅史：鴨川歩道橋計画案を考える、97年第9回セミナー／緊急公開セミナー記録、都市環境デザイン会議関西ブロック、1997-12-06、
<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gakugei/judi/semina/s9710/index.htm> (参照2013-01-07)
 - 19) 鎌倉市都市調整部都市調整課：古都保存法の生い立ち、古都保存法とは、2012-04-03、
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fuuchi/kotohozonzhou.html> (参照2013-01-07)
 - 20) 国土交通省都市局：歴史的風土保存区域、都市緑化データベース、2011-03-31、
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/rekishi_fudo/ (参照2013-01-07)
 - 21) 文部科学省：重要伝統的建造物群保存地区選定基準、文部省告示第百五十七号、1975-11-20、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19751120002/k19751120002.html (参照2013-01-07)
 - 22) 文化庁文化財部記念物課：伝統的建造物群保存地区、2012-12-28、
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/hozonzchiku.html> (参照2013-01-07)

- 23) 財団法人妻籠を愛する会、妻籠観光協会：妻籠の歴史、
<http://www.tumago.jp/rekishi.pdf> (参照2013-01-07)
- 24) 小寺武久、上野邦一：旧中仙道妻籠宿の例 (集落保存)、建築雑誌. 建築年報 1971、335-341、
1971-05-20
- 25) 長野県木曾地方事務所商工観光建築課：木曾地域の観光概況、
<https://www.pref.nagano.jp/xtihou/kiso/intro/shokanken/kankoudate23.pdf> (参照2013-01-07)
- 26) 京都市都市計画局都市景観部景観政策課：伝統的建造物群保存地区、
http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0_11.html (参照2013-01-07)
- 27) 西川幸治、荻谷勇雅、山崎正史、岡田保良、西尾信広：鴨東祇園新橋地区の歴史的環境保全修景
計画 その1～3：祇園地区の歴史的特性 (建築史)、日本建築学会近畿支部研究報告集。計画系
(15)、473-484、1975-06-02
- 28) 文化庁文化財部記念物課：文化的景観、
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/keikan.html> (参照2013-01-07)
- 29) 農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会：農林水産業に関連す
る文化的景観の保護に関する調査研究 (報告)、2003-06-12、
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/keikan_hogo.html (参照2013-01-07)
- 30) 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会：採掘・製
造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 (報告)、2010-03、
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/hokoku.pdf> (参照2013-01-07)
- 31) 国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室：地域における歴史的風致の維持
及び向上に関する法律 (歴史まちづくり法)、
http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000003.html (参照2013-01-07)
- 32) 川合康央：シーケンス空間における注視を促す空間構成要素の情報エントロピー (2)、情報研
究 30、13-25、2004-01
- 33) 川合康央：シーケンス空間における注視を促す空間構成要素の情報エントロピー、情報研
究 28、13-26、2002